

<利用料金>

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※サービス利用に係る介護保険負担割合においては、その負担額を設定します。

利用料金について	介護報酬表				
	要介護区分 1割負担の場合	サービス利用料金	介護保険から 給付される金額	サービス利用に 係る1割負担	1ヶ月(30日)
	要介護1	7,640円/日	6,876円/日	764円/日	22,920円
	要介護2	8,000円/日	7,920円/日	800円/日	24,000円
	要介護3	8,230円/日	7,407円/日	823円/日	24,690円
	要介護4	8,400円/日	7,560円/日	840円/日	25,200円
	要介護5	8,580円/日	7,722円/日	858円/日	25,740円
初期加算	入所日より30日間は、初期加算としては、ご負担していただきます。 介護給付 1日30円				900円
医療連携体制加算(Ⅰ)	イ 看護師を1名以上配置されている事業所への加算です。 ロ 看護師により24時間連絡できる体制を確保いたします。 ハ ご利用者が重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し同意をいただきます。 介護給付 1日39円				1,170円
サービス提供強化体制加算(Ⅰ)	介護福祉士が70%以上配置されている事業所への加算です。 介護給付 1日22円				660円
介護職員処遇改善加算	食費と居住費を除く利用者負担金に11.1%乗じた額です。	要介護①	2,755円		
		要介護②	2,875円		
		要介護③	2,951円		
		要介護④	3,008円		
		要介護⑤	3,068円		
介護職員等特定処遇改善加算	食費と居住費を除く利用者負担金に3.1%乗じた額です。	要介護①	769円		
		要介護②	802円		
		要介護③	824円		
		要介護④	840円		
		要介護⑤	857円		
介護職員等ベースアップ等支援加算	食費と居住費を除く利用者負担金に2.3%乗じた額です。	要介護①	570円		
		要介護②	596円		
		要介護③	612円		
		要介護④	623円		
		要介護⑤	636円		

口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	①事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔内の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する報告を介護支援専門員に提供している加算です。 ②事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報を、介護支援専門員に提供している加算です。 介護給付 20/単位/6ヶ月	200 円/ 1 回
栄養管理体制加算	認知症対応型共同生活介護費 1 を算定でき、管理栄養士（外部との連携を含む）が日常的な栄養ケアに係わる介護職員へ技術的助言や指導をする加算です。 介護給付 30 単位/月	300 円 /1 月
退居時相談支援援助加算	認知症対応型共同生活介護に入居 1 月を超える利用者が、退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助することを評価する加算です。 介護給付 400 単位/1 回	4000 円/ 1 回
科学的介護推進体制加算	①認知症対応型共同生活介護費 1 を算定でき、利用者ごとの、身体的機能値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況そのご利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している。 ②必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画書を見直すなど、利用者ごとの、身体的機能値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況そのご利用者の心身の状況に係る基本的な情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するための情報を活用していることの加算です。 介護給付 40 単位/月	400 円/月
入院時費用	ア 入院時 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の受け入れ体制を整えている場合、1 ヶ月に 6 日を限定に入院時費用として負担していただきます。 介護給付 1 日 2,460 円 イ 医療機関に 1 ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合、初期加算としてご負担していただきます。 介護給付 1 日 30 円	ア 14,760 円 イ 900 円
食費	介護給付対象外 1,445 円（朝 320 円、昼 550 円、夕 575 円） ×日数	43,350 円
居住費	介護給付対象外 2,006 円×日数	60,180 円
その他の費用	以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。 ・ 特別な食事（行事食や外食など） ・ 理容、美容代 ・ おむつ代 ・ 教養娯楽費 ・ 通信費 ・ 事業所設備等の破損 ・ 医薬品に関する費用 ・ クリーニング ・ 外出支援料	
利用料金のお支払いについて	事業者は、利用者に対して毎月 10 日までに前月の利用料金（居住費、光熱費、食費等の料金を含む）の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付と介護給付対象外（居住費、光熱費、食費等の料金を含む）に分けた明細書を添付します。 利用者は、事業者に対し、当月の 30 日までに利用料金をお支払いいただきます。	

若年性認知症者受入加算

※若年性認知症加算 1200 円／日

40 歳以上 65 歳未満の方で、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方に担当スタッフを中心にサービスを行なった場合に算定することができる加算です。

看取り加算

※死亡日以前 31～45 日以下 72 単位／日

死亡日以前 4～30 日 144 単位／日

死亡日以前 2 日又は 3 日 680 単位日

死亡日の前日・前々日 1280 単位／日（死亡日）

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させ、医師が一般に認められている医学的所見に基づき回復の見込みないと判断した者。利用者又は、そのご家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画がされている。医師、看護師、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して作成した利用者の介護に係る計画について、利用者の状態又はご家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得て介護が行なわれた場合料金が加算されます。